「株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準を定める件（案）」に対する意見募集の結果について

令和８年９月 16 日
財　　務　　省

財務省では、「株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準を定める件（案）」について、令和８年８月６日（木）から令和８年９月４日（金）までの間、ホームページ等を通じて意見募集を行いました。

その結果、５件御意見をお寄せいただきました。

本件に関して、お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する財務省の考え方は以下のとおりです。なお、お寄せいただいた御意見については、取りまとめの都合上、適宜要約・分割しております。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも財務省行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【凡例】

JBIC：株式会社国際協力銀行
JBIC 法：株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）
JBIC 法施行令：株式会社国際協力銀行法施行令（平成 23 年政令第 221 号）
新業務指針：認定特定海外事業促進業務指針（令和８年９月内閣府・財務省告示第６号）
推進法：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号）
基本指針：特定海外事業の促進に関する基本指針（令和８年９月 11 日閣議決定）

	御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
1	劣後的政府貸付けの資本性を担保する観点は理解できるが、要件が抽象的なままでは将来の運用において判断基準が不透明となり、円滑な財務運営や適切な広報活動に支障をきたす恐れがある。運用ガイドライン等の形で具体	本告示は、バーゼル規制のうち銀行等の資本性要件の適用に関して定めた「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかど

	例を示す対応であれば、法制度の趣旨を維持しながら実務上の課題を速やかに解決できることから、告示の施行とあわせて「解釈指針（運用ガイドライン）」を公表するか、運用の具体例を明確化することを提案する。具体的には以下の３点。 ① 「借入れの目的に照らして弁済等を行うことについてやむを得ない事由」について、実務上の混乱を防ぐため、「大規模な災害、経済情勢の著しい変動、関係法令の改正その他これらに準ずる事由」が含まれる旨を運用指針等で明記していただきたい。 ② 「弁済等について期待を生じさせる行為」につき、通常の IR 活動や適切な情報開示が過度に萎縮しないよう、「弁済の実施を事前に約諾または事実上約諾する旨の公表」に該当する場合を指す旨を明確にしていただきたい。 ③ 「十分な水準の自己資本を維持することが見込まれること」等の確認手続に関し、標準的な審査期間や要件確認の考え方をあらかじめ示し、予見可能性を確保していただきたい。	うかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号）を参考に定めたものであり、その解釈に当たっては、金融庁が公表している「自己資本比率規制に関するＱ＆Ａ」が参考になると考えています。 なお、「十分な水準の自己資本を維持することが見込まれること」の要件等については、その時々の JBIC の状況や社会経済の状況等によっても変わりうるものと考えています。
２	本告示案に基づく公的支援は、一見すると日本企業の海外進出やサプライチェーン確保を後押しするように見えるが、実際には失敗のコストを国家・国民が負担する」というモラルハザード構造を固定化させ、日本企業の経営体力やリスクテイク能力を根本から削ぐ企業弱体化装置として機能するおそれがある。 ビジネスの成否にかかわらず公的資金や損失補填が期待できる環境は、企業自身による厳格な投資判断や技術革新のインセンティブを奪うことから、結果として、国際競争力のない国策依存型企業を延命させることになり、長期的な国力の低下を招く。	本制度は、我が国の経済安全保障上重要であるが、採算性に不確実性があるため、既存の支援ツールだけでは民間企業から十分な投資が行われない海外事業を対象として、JBIC が劣後出資等を行い、これを呼び水に民間企業の参画を図ることで、当該事業を実施可能とするものです。 その上で、特定海外事業の認定については、推進法第 85 条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、基本指針において、認定基準として、「事業を実施する者による当該事業に対する経営コミットメント及び十分な人員配

	また、本当に国家に不可欠なサプライチェーンであれば、本来は企業が自らの戦略と自己責任において構築・維持すべきものであり、そこに安易に公的資金が投入されることで、民間市場の健全な新陳代謝や競争原理が歪められる。 したがって、主務大臣の認定基準においては、単に「安保上重要である」という大義名分だけでなく、当該企業が過去に十分な自己資本やリスクヘッジを行ってきたか、また公的支援に依存せず自立的な経営改善を行う体制があるかを厳格な審査項目として明記すべきである。	置並びに事業運営能力、プロジェクトの建設、操業及び保守等に関わる企業が当該分野における十分な実績を有していること」や「事業を実施する者による適切な資金コミットメントがなされていること」等を規定しています。
3	事業の執行過程における不正や重大な背任行為に対しては厳しく責任を追及すべきである。 一方で、安全保障という不確実性の高い政策目的を達成するためには、担当者が過度に委縮して挑戦的な判断を避ける事態を招いてはならない。 したがって、経営判断の原則に基づき、個人に不当な責任を転嫁するのではなく、組織的なガバナンスと透明性のある審査体制を構築し、個人の過度な委縮を防ぐ仕組みを明確に規定されたい。	本制度においては、投資の適切性等を確保すべく、推進法第 85 条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、基本指針において、特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項を定めております。政府としては、これらの基準及び基本指針に基づいて審査を行うことで、透明性の確保等に努めてまいります。
4	民間金融機関や市場がリスクを敬遠する案件に対し、国が劣後出資等を通じて最終的な損失リスクを引き受ける仕組みは、国民の貴重な税金を原資とする以上、モラルハザードを生む温床になりやすい。事業の失敗リスクが安易に国に転嫁されないよう、事前の事業性評価及び撤退基準を厳格に定め、国民負担を最小限に抑える歯止めを明記されたい。	本制度においては、推進法第 85 条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準として、特定海外事業の実施体制並びに特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法が特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するため適切なものであること等を明記しているほか、基本指針において、特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項を定めております。政府としては、これらの基準及び基本指針に基づき、必要な審査を行った上で認定、支援を行うこととしております。 また、「撤退基準」については、対象事業の経済安全保障上の効

		果も勘案しつつ、事業の実施状況や損失の発生要因等のフォローアップ内容、そして当該事業を取り巻く環境を総合的に踏まえることが必要であると考えています。 その上で、事業者が認定を受けた特定海外事業計画に従って事業を行っていない場合などには、当該計画の認定を取り消すことも可能であり、JBIC や関係省庁と連携しながら、適切な対処をしてまいります。
5	本制度の適用基準が曖昧である場合、一部の特定大企業や特定の業界団体への利益誘導、あるいは国策を名目にしたゾンビ企業の延命に利用される懸念がある。 支援対象の選定においては、客観的かつ競争的なプロセスを徹底し、特定のプレイヤーに偏らない公平性と透明性を担保する基準を設けていただきたい。	本制度においては、投資の適切性等を確保すべく、推進法第 85 条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、基本指針において、特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項を定めております。政府としては、これらの基準及び基本指針に基づき、必要な審査を行った上で認定、支援を行うこととしております。
6	経済安全保障の確保が優先されるあまり、環境アセスメント、現地社会への配慮、あるいはガバナンス要件などの本来守るべき国際基準や法令遵守の手続が形骸化・緩和されることがあってはならない。 安保上の必要性と、社会的・環境的リスクの管理が両立するよう、支援基準において例外なき適正手続を義務付けていただきたい。	新業務指針においては、主務大臣に対する情報の提供に当たって留意すべき事項として、「環境社会配慮の確認結果等、当該事業を実施する上で必要と考えられる情報についても、主務大臣に提供すること」としています。 また、基本指針においては、特定海外事業計画の認定基準として、「事業を実施するために必要となる我が国及び事業実施国・地域における法的権限の取得状況や法令・規制面での対応等について主務大臣が、特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するために適切なものであると認めることが必要」としており、JBIC の助言も踏まえ、適切に対応してまいります。
7	本告示案は、政府から JBIC への劣後資金を自己資本に準ずるものとして	JBIC の資本を強化する際には、従来、出資を活用してきました

	新勘定に算入し、認定特定海外事業への高リスク出融資の枠を広げるものだと考えており、利益は民間に寄り、損失は公的劣後資金が先に吸収することになるためこれは貸付けの名を借りた財政負担である。 　具体的には、総額の上限や損失比率に応じた新規支援停止がなく、枠を行政が積み増せること、残高、免除額、資本算入額、損失吸収実績の原則公開がないこと、劣後貸付けが増えるほど損失余力が増えること、銀行の劣後資本に似せても、貸し手と損失負担者が同じ政府であり、市場規律がないこと、国会関与が弱いこと、業務指針側の透明性・環境社会・補完原則が未整備のまま、損失吸収の箱だけ先に大きくなること等の理由から、劣後的政府貸付けの法定上限、免除の国会関与、四半期ごとの公開、資本算入を認める前提としての案件公開と損失停止基準を設けるべきである。	が、今回の法改正をきっかけとして、経済安全保障上重要な事業への支援のための資金需要が増大することが考えられます。これに対応するために、財政的な制約がある中で、資本増強の手段として劣後的政府貸付けも活用可能となすよう、今般 JBIC 法の改正を行ったところです。 　その上で、経済安全保障上重要な事業は、その事業の採算性等に鑑みて、既存の一般業務勘定及び特別業務勘定で実施することになるものがあるということが想定されるということを踏まえ、そうした事業への支援を適切に遂行するために、劣後的政府貸付けについては、認定特定海外事業促進業務勘定に限らず、一般業務勘定及び特別業務勘定も対象となっています。 　また、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和８年法律第 38 号）の国会審議に際しては、「一般業務勘定及び特別業務勘定に係る劣後的政府貸付けは、経済安全保障上重要な事業への支援の適切な遂行に必要な範囲に限定することと。」とする附帯決議がなされており、政府としては、こうしたものを踏まえ、適切に運用してまいりたいと考えています。
８	JBIC は政府系金融機関であり、国民の税金や国の信用に直結するため、政策効果を客観的に検証するための「成果目標」や「KPI（重要な成果指標）」の設定は必須であると考える。具体的には、財務健全性の指標、国民負担の抑制、政策目的の達成度、制度運用の透明性についての KPI が必須だと考えている。 　また、本件は、内閣総理大臣（内閣府）と財務大臣（財務省）が共同で基	【①及び③について】 　本告示は、改正後の JBIC 法施行令第５条の２第４号の規定に基づき、JBIC の自己資本の充実に資する債務の基準として定めるものです。そのため、制度全般や JBIC の認定特定海外事業促進業務全体の効果を客観的に評価するための成果目標や KPI（重要業績評価指標）を示すものではありません。

	準を定める形式になっているが、経産省（海外事業支援）、外務省（国際協力）、デジタル庁（データ標準化・DX）との連携が十分に記載されておらず、改善の余地が大きい。 さらに、JBIC の投融資は国民の税金と国の信用に直結するため、行政裁量を広げすぎることは極めて危険だと考えており、不正を防ぐためにも、基準の透明性と第三者チェック体制の強化を強く求める。 以上を踏まえ、①KPI の設定、②第三者監査、③審査プロセスの透明化を必ず導入していただきたい。	その上で、頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。 【②について】 JBIC については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 436 条第２項第１号の規定に基づき、毎事業年度の計算書類について、監査法人の監査を受けています。
９	公的金融機関である JBIC の支援対象範囲を定める本告示案に対し、国民負担の回避、行政裁量の適正化及び自由な民間市場の保護という多角的な観点から、以下の 4 点について明確な見直し及び要件の厳格化を要求する。 ①　主務大臣の裁量権の過剰な拡大に対する抑制 本告示案における基準設定が抽象的・包括的なものとなれば、政府・行政の裁量によって支援対象が際限なく拡大される恐れがあり、政治的配慮や特定の大型海外プロジェクトへの無制限な公的介入を許す原因となるため、主務大臣の主観的判断を排除し、厳格かつ限定的な適用範囲とすることを規定していただきたい。 ②　定量的・客観的な認定基準の厳格設定と透明性の確保 対象事業の要件決定にあたり、政策的重要性の強調等の定性的な表現のみに依存せず、財務健全性やリスク耐性に関する定量的かつ客観的な基準を設けるとともに、どのような根拠で当該基準を満たすと判断したのか、審査プロセス及び判定理由を国民・市場へ全面公開する透明性手続を告示内に明確化すべきである。 ③　民業圧迫を避けるための補完性要件の厳格化	まず、本告示は、改正後の JBIC 法施行令第５条の２第４号の規定に基づき、JBIC の自己資本の充実に資する債務の基準として定めるものであり、「支援対象範囲を定める」ものではございません。 その上で、本告示は、バーゼル規制のうち銀行等の資本性要件の適用に関して定めた「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号）を参考に定めたものであり、その解釈に当たっては、金融庁が公表している「自己資本比率規制に関するＱ＆Ａ」を参考にしてまいります。 また、JBIC では、一般業務勘定について、JBIC 法の規定に基づき、収支の健全性の確保に努め（収支相償）、その金融判断にあたっても、融資等の回収の見込み（償還確実性）について十分な審査を実施しており、特別業務勘定については、個別案件毎の「償還確実性」要件は適用されないものの、勘定毎の収支相償原則の

	政府保証や財政投融資等の公的信用を背景とする金融支援は、民間金融機関や投資ファンドの参入機会を奪う副作用を持つため、「民間金融機関のみではどうしても資金調達が不可能な極めて限られた領域」であることを必須要件とし、民間の自由な経済活動を最優先する運用を告示上に義務付けていただきたい。 ④　財政リスクに対する事後検証と撤退基準の明記 海外案件への公的支援・出資は、事業失敗時に最終的に税金や国民負担への穴埋めにつながるリスクを孕んでおり、本基準に基づき指定された案件については、定期的な費用対効果（VFM）およびリスク評価の実施を義務付け、想定された効果を上げられない場合の「公的支援の停止・撤退基準」をあらかじめ規定していただきたい。	下で十分な審査を実施しています。加えて、認定特定海外事業促進業務勘定については、投資の適切性、透明性を確保すべく、推進法第 85 条の３第４項において特定海外事業を認定する際の基準を明記しているほか、基本指針において、特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項を定めております。政府としては、これらの基準及び基本指針に基づき、必要な審査を行った上で認定、支援を行うこととしております。 「民業圧迫」との御指摘については、JBIC の一般業務及び特別業務について、JBIC 法第１条第１項に「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨」とすることを規定しており、また、認定特定海外事業促進業務については、JBIC 法第 13 条第１項第３号において、JBIC が劣後出資等を行わなければ当該出資等に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による出資等が十分に行われないと認められ、かつ、会社が当該出資等を行うことで当該出資等に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われると認められる場合について、劣後出資等を行うことができるとされています。 「撤退ライン」については、事業の実施状況や損失の発生要因等のフォローアップ内容、そして当該事業を取り巻く環境を総合的に踏まえることが必要であると考えております。 いずれにせよ、頂いた御意見は、今後の政策立案の参考にさせていただきます。

【お問合せ先】
財務省国際局開発政策課
電話番号：（代表）03-3581-4111（内線 2909）
（直通）03-3581-8033